



東京海上日動

To Be a Good Company

大学スポーツに関わる既存保険制度について

2018年1月12日

東京海上日動火災保険株式会社

1. 大学スポーツを支える2つの保険制度

① 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災／がっけんさい）

公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月設立）が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社とする損害保険会社4社との共同保険契約となります。

② スポーツ安全保険

公益財団法人スポーツ安全協会（昭和45年12月設立）が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社とする損害保険会社8社との共同保険契約となります。

2. 学生教育研究災害傷害保険の概要

学生教育研究災害傷害保険（以下、学研災）は、全国の大学・短期大学の約96%が公益財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員大学になっており、また全国の大学生・短大生の約86%に当たる約280万人が加入している“学生の標準的な保険制度”です。

① 目的

学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度として、昭和51年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省（当時）の指導により創設されました。（出典：学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説 平成29年4月改訂版）

② 本保険の特徴

- 全国の大学生・短大生の約86%が加入しています。
- 賛助会員大学に在籍する学生に限り、加入資格があります。
- 大学生活において**どの学生にも必要となる補償を、低廉な保険料**で手配できます。

③ 補償対象

- 正課中、学校行事中、学校施設内にいる間及び**学校施設内・外での課外活動中（クラブ活動中）における傷害事故**が対象です。
- 「通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）」を付帯した場合は、通学中及び学校施設等相互間の移動中の傷害事故も対象になります。

3. 学生教育研究災害傷害保険の補償概要

普通保険

1 正課中

講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間（通信生の場合は面接授業を受けている間）をいい、次に掲げる間を含みます



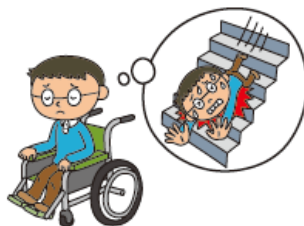
- ① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- ② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、又は、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

3 キャンパス内にいる間

1、2、4以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間

ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。



2 学校行事中

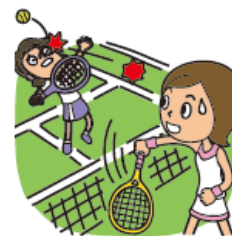
大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間



4 課外活動(クラブ活動)中

大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間

ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。



加えて

特約として通学中・学校施設等相互間の移動中の事故も補償します。

通学中等傷害危険担保特約 (略称「通学特約」)

2017年3月現在、1,038校の大学・短期大学が本特約を採用しています。

1 通学中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、住居(注1)と学校施設等(注2)(大学の敷地に入るまで)との間を往復する間。

(注1)社会人入試*を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

*「社会人入試」とは…社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

(注2)「学校施設等」とは…大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設その他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所をいいます。



2 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設その他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。



4. 学生教育研究災害傷害保険の保険料・補償内容

■ Aタイプの保険・補償内容

保険料

4年間分の例（通信教育は6年間分）

保険料	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	2,300円	400円	100円
通学特約	1,000円	1,000円	40円

補償内容

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」 「学校行事中」	2,000万円	120万円 ～3,000万円	治療日数1日から対象 3,000円～30万円	
「上記以外で学校施設内にいる間」 【通学特約】「通学中」「学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	60万円 ～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6,000円～30万円	1日につき 4,000円
課外活動（クラブ活動）中	1,000万円	60万円 ～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	

（補償内容は2018年4月1日改定を反映したもの）

5. 学生教育研究災害傷害保険の加入状況等

(1) 賛助会員校数と加盟率

	賛助会員校数	大学総数	加盟率
国立	88	88	100.0%
公立	103	108	95.4%
私立	895	933	95.9%
合計	1,086	1,129	96.2%

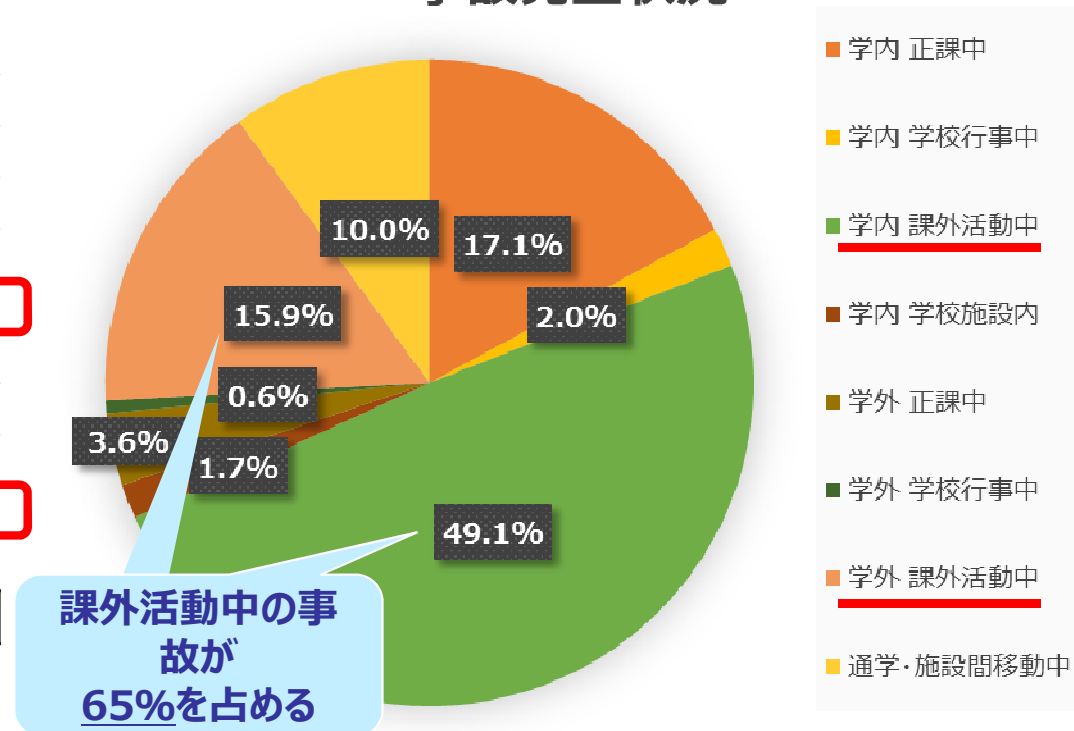
(2) 学生加入率

	加入学生数	学生総数	加入率
国立	449,402	611,346	73.5%
公立	129,819	157,263	82.5%
私立	2,213,840	2,477,081	89.4%
合計	2,793,061	3,245,690	86.1%

(3) 事故発生状況

事故発生状況			
		件数	割合
学内	正課中	2,926	17.1%
	学校行事中	332	2.0%
	課外活動中	8,382	49.1%
	学校施設内	294	1.7%
学外	正課中	618	3.6%
	学校行事中	109	0.6%
	課外活動中	2,708	15.9%
通学・施設間移動中		1,710	10.0%
合計		17,079	100.0%

事故発生状況



(出典：平成28年度 学生教育研究災害傷害保険 年次報告)

6. スポーツ安全保険の概要

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた保険制度です。

① 目的

スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行い、団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑化を図る趣旨から昭和46年度に創設された全国規模の保険制度です。（出典：平成29年度スポーツ安全保険の解説）

② 本保険の特徴

- 全国の約28万団体、約900万人が加入しております。
- スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）の構成員を被保険者とする小さな掛金で大きな補償が得られる保険です。

③ 補償対象

- 加入手続きを行った「**団体の管理下**」における**団体活動中の事故**が対象となります。
- 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故が対象となります。

7. スポーツ安全保険の補償概要

■加入の対象となる団体・グループ

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。



○ご加入いただける団体の例: スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ・放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

✕家族だけの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

①被保険者とは

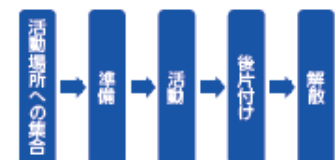
当保険において補償を受けることができる方をいいます。当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。

②団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。

- ・日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動
- ・加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動

具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

なお、団体の指示に基づいた次の活動については「団体の管理下における団体活動」として扱います。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本体育協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加する活動

(注) 競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。

- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

- 昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

■3つの補償を完備

加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.6 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。



傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。



賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



■補償対象となる事故の範囲

団体での活動中 : 団体の管理下における団体活動中(注1)

往復中 : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)

8. スポーツ安全保険の保険料・補償内容

大学体育会等での加入区分・掛金		
補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判	C区分 (64歳以下)	1,850円
危険度の高いスポーツ (山岳登山、アメリカンフットボール、 ボブスレー、リュージュなど)	D区分 (全年齢)	11,000円

補償額							
加入区分	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)		
C区分	団体活動中 と その往復中	2,000万円	80万円 ～3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
D区分		500万円	20万円 ～750万円	1,800円	1,000円		

(補償内容は2018年1月時点のもの)

9. スポーツ安全保険の加入状況等

(1) 加入人数 (平成27年度)

平成27年度	全体	大学生
加入人数	8,978,415人	148,737人

(参考) 大学での加入状況

加入大学数	団体数	加入人数※
571大学	6,354団体	129,280人

※団体名に大学名が含まれている団体の加入人数のため、上記148,773人より少なくなっております。

(2) 年間事故件数 (平成27年度)

※傷害保険：平成27年度加入者における、平成27年4月1日から平成28年12月31日までの支払件数。
内訳件数は、入院、通院等重複して支払われるものもあるため、総件数より多くなります。
※賠償責任保険・突然死葬祭費用保険金：平成27年度の支払件数となります。

傷害保険支払状況		171,641件	
内訳) ※	死亡保険金		14件
	後遺障害保険金		442件
	入院・通院保険金	通院のみの傷害	158,926件
		入院を伴う傷害	12,713件
賠償責任保険支払状況		6,622件	
突然死葬祭費用保険支払状況		52件	

(出典：平成27年度 スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ)

10. 学生教育研究災害傷害保険とスポーツ安全保険の相関イメージ

学研災

- ・正課中
- ・学校行事中
- ・上記以外で学校施設にいる間

学校公認の課外活動

- ・運動部
- ・文化部、同好会
- ・ボランティアサークル

学校非公認の課外活動 (※)

- ・スポーツ同好会
- ・文化サークル
- ・ボランティアサークル

スポーツ安全保険

- ・団体活動中
- ・往復中

(※) 学研災では、学校施設内であれば補償対象、学校施設外であれば補償対象外となります。

1 1. 日本版NCAAにおける学生の安全安心の基盤づくりについて

すでに大学スポーツの現場では、事実上学研災とスポーツ安全保険が学生の安全安心の基盤になっています。一方、日本版NCAAの保険制度として活用するにあたっては、以下の課題について留意する必要があります。

(1) 未採用大学・クラブに関する課題

学研災……………現状全員加入と任意加入の大学があり、任意加入の大学に対する働きかけが必要です。

スポーツ安全保険 ……一部大学単位で取り纏めて加入している現状がある一方、多くは各部・クラブで任意加入しています。従って未加入の個別部・クラブに対する働きかけが必要です。

(2) コスト負担に関する課題

学研災……………現状体育会・非体育会の境がなく、全員加入の場合に、スポーツをしない学生についての保険料負担につき整理が必要です。

スポーツ安全保険 ……現状大学負担と学生負担のクラブがあり、今後のコスト負担者をどうしていくかの検討が必要です。

(ご参考) 学生教育研究災害傷害保険のあゆみ

昭和51年度（1976年度）

- ・学生教育研究災害傷害保険（学研災）の創設。

昭和55年度（1980年度）

- ・学校施設内課外活動中の傷害を補償範囲に追加。

昭和58年度（1983年度）

- ・学校施設内休憩中、学校施設外課外活動中の傷害を補償範囲に追加。

平成 8年度（1996年度）

- ・通学中等傷害危険担保特約の新設。

平成10年度（1998年度）

- ・インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動賠償責任保険の新設。

平成11年度（1999年度）

- ・上記賠償責任保険の補償範囲に、教育実習を追加。

平成12年度（2000年度）

- ・学研教育研究賠償責任保険を新設し、正課・学校行事中の賠償責任の補償提供を開始。

平成17年度（2005年度）

- ・法科大学院生教育研究賠償責任保険を新設し、法科大学院生用に人格権侵害の補償提供を開始。

平成18年度（2006年度）

- ・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）を新設し、疾病治療費用の補償、およびプライベートの事故を含む24時間の補償提供を開始。

平成20年度（2008年度）

- ・学研災付帯賠償責任保険における保険料の引き下げ、海外での事故を補償対象に追加。

平成23年度（2011年度）

- ・接触感染予防保険金支払特約の新設。

平成27年度（2015年度）

- ・学研災付帯海外留学保険（付帯海学）を新設し、アウトバウンド留学生向けの補償提供を開始。

平成29年度（2017年度）

- ・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）を新設し、インバウンド留学生向けの補償提供を開始。

公益財団法人日本国際教育支援協会が運営する制度は、学生の修学環境の変化等に合わせ、

- 学研災の制度改定
 - 学研災の上乗せで加入する「付帯制度」の創設
- を行うことで、補償範囲の拡大と内容の充実を図ってきました。

年度	加入学生数	
昭和51年度	236,146人	制度発足当初の加入学生数
昭和59年度	1,098,292人	加入学生数100万人を突破する
平成 2年度	2,009,168人	加入学生数200万人を突破する
平成28年度	2,793,061人	直近の加入学生数

(ご参考) スポーツ安全保険のあゆみ

昭和46年度（1970年度）

- ・スポーツ安全協会傷害保険として制度発足。加入者数954,785人。（※加入最低人員は10名以上）

昭和52年度（1977年度）

- ・加入者数が500万人を突破。5,793,091人。

昭和54年度（1979年度）

- ・学校の課外活動（クラブ活動及び部活動）が、学校管理下の活動に位置付けられたことにより、スポーツ安全協会傷害保険加入の対象から除外。この影響により前年度より約70万人の加入者減少。加入者数6,530,612人。

昭和55年度（1980年度）

- ・スポーツ賠償責任保険を別途開始。

昭和60年度（1985年度）

- ・賠償責任保険を自動付帯し従来の「スポーツ賠償責任保険」を廃止。加入者数8,400,196人

昭和62年度（1987年度）

- ・スポーツ安全協会傷害保険（賠償責任保険付）の通称を「スポーツ安全保険」へ。
- ・加入最低人員を10名以上から5名以上に改定。

平成2年度（1990年度）

- ・共済見舞金制度を新設。加入者数8,077,158人

平成12年度（2000年度）

- ・日射病、熱射病等の熱中症及び細菌性食中毒を担保を開始。

平成15年度（2003年度）

- ・加入者数が1,000万人を突破、10,029,228人。

平成20年度（2008年度）

- ・インターネット加入システム（スポ安ねっと）を運用開始。

平成23年度（2011年度）

- ・共済見舞金制度を廃止し、突然死葬祭費用保険に変更。加入者数9,797,630人

平成28年度（2016年度）

- ・加入最低人員を5名以上から4名以上に改定。加入者数8,820,667人

ありがとうございました。

To Be a Good Company



東京海上日動

TOKYO MARINE
NICHIEI

